省　　令

○総務省令第九十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号中⑿を削り、⒀を⑿とし、⒁を⒀とし、同項第四号中「〇・〇一ワット」を「〇・五八ワット」に改め、同号に次のように加える。

⑺　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項の表七の項中「五、七二五MHz以下」の下に「及び五七GHzを超え六六GHz以下」を加え、同表九の項を次のように改める。

九　次に掲げる送信設備	五〇	七〇
㈠　六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備		
㈡　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備		

第二十四条第十三項中「五七GHzを超え六六GHz以下」を「六〇GHzを超え六一GHz以下」に改める。

第四十九条の十四中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十九条の二十に次の一号を加える。

七　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。

ロ　送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。ただし、一〇ミリワットを超えるものの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ　送信空中線の利得は、次のとおりであること。

⑴　送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下のものの絶対利得は、四七デシベル以下であること。

⑵　送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものの絶対利得は、一〇デシベル以上であること。

ニ　送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものにあつては、送信開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。

別表第一号の表九の項を次のように改める。

9　10.5GHzを超え134GHz以下	1　無線測位局	800
	⑴　車両感知用無線標定陸上局	5,000
	⑵　その他の無線測位局（注29）	500
	2　アマチュア局	200
	3　簡易無線局	100
	4　地球局及び宇宙局（注40）	500
	5　特定小電力無線局（注34）	
	6　小電力データ通信システムの無線局（注34）	
	⑴　57GHzを超え66GHz以下のもの	
	ア　10mW以下のもの	500
	イ　10mWを超えるもの	20
	⑵　その他の周波数のもの	20
	7　その他の無線局（注21、31、34、42、48、55）	300

別表第一号の表注34⑵中「57GHzを超え66GHz以下」を「60GHzを超え61GHz以下」に改め、同注34に次のように加える。

⑸　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備

別表第二号第30に次のように加える。

5　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するもの　9－Δf GHz

注　Δfは、周波数の許容偏差の絶対値の2倍の値とする。

別表第二号中59を60とし、31から58までを32から59までとし、30の次に次のように加える。

31　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
55.62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下
55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）26dBm以下
67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号の四の次に次の二号を加える。

十九の四の二　設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の四の三　設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの